

栃木県コンクリート製品協同組合評定委員会運営要領

第1条 (目的)

栃木県コンクリート製品協同組合評定委員会（以下、「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 (所管事務)

委員会は次の事項について審議するものとする。

(1) 工場・製造能力の評定

- ① 製造環境
- ② 製造能力
- ③ 品質管理技術
- ④ 出荷能力

(2) 公共工事等の適合評価を得た組合指定製品（以下、「**TCC** 製品」という。）の評定

(3) 組合への協力姿勢など、貢献度を加味した総合評定

(4) 開発改良を伴う時代適応製品等の審議及び **TCC** 製品指定申請の評定

第3条 (委員及び組織)

1. 委員は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格、識見に優れ、公正・中立の立場を堅持できる者のうちから、理事長が委嘱する。
2. 委員会は、別表に定める者をもって構成する。
3. 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 委員は再任することができる。
5. 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
6. 委員長に事故があるときは、予めその指名する委員が、その職務を代理する。

第4条 (召集)

委員会は委員長が招集する。なお、必要に応じ、関係者等の出席を求めることができる。

第5条 (幹事)

1. 委員長は、委員会の運営に必要な幹事若干名を、技術委員の中から選任することができる。
2. 幹事は、委員長の求めに応じて、委員会に出席しなければならない。
3. 幹事の任期等は、第3条の3,4に準ずるものとする。

第5条 （会議）

1. 委員会は、過半数を超える委員の出席で開催することができる。
2. 第2条の（4）に関わる委員会は、必要に応じ開催する。
3. 会議は非公開とし、議事の概要はこれを公開する。
4. 委員長は、審議終了後、意見書を作成し、その結果を理事長に報告するものとする。

第6条 （委員の排斥）

委員は、第2条の（4）の事務について、利害関係を持つと認められる場合には、議事に参加することができない。

第7条 （守秘義務）

委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後にも同様とする。

第8条 （委員会の庶務）

委員会の庶務は、組合事務局が行う。

附則 この要領は、平成18年3月1日から適用する。